

## 1 募集要項等の定義

この募集要項は、令和7年4月から高知市立鏡学校給食センターにおいて学校給食調理等業務を行う事業者の募集に関して必要な事項を定めるものとし、本募集要項に以下の資料も併せて「募集要項等」と定義する。

- ・仕様書：高知市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が事業者并要求する具体的な業務水準を示すもの
- ・様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの
- ・高知市学校給食衛生管理マニュアル：教育委員会の学校給食衛生管理における基本事項
- ・高知市立学校給食調理等業務に係る委託事業者選定基準

事業者の選定に当たっては、民間事業者の技術力や専門性を活用することにより、学校給食調理業務の安全性及び安定性を確保するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用する。

なお、教育委員会では、平成24年度から高知市立鏡学校給食センターにおける学校給食調理等業務を民間事業者委託している。

## 2 事業の概要

- (1) 対象施設  
高知市立鏡学校給食センター
- (2) 事業名  
高知市立鏡学校給食センター給食調理等業務委託事業
- (3) 業務内容及び履行場所  
別紙「仕様書」のとおり
- (4) 事業期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

## 3 応募事業者の条件等

- (1) 資格要件  
応募事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。
  - ア 法人格を有すること。
  - イ 学校給食の受託実績を1年以上有する者又は厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」において、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する調理業務の実績を2年以上有する者で、かつ、現在も継続して業務を実施している者であること。
  - ウ 本市の物件等競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は令和6年7月31日までに登録申請をしておき、プロポーザルの参加資格決定までに名簿登録の審査を終えている者。
  - エ 製造物責任（PL）法に基づく製造物責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入していること。（本委託契約に基づく受託者の履行により、委託者、児童、教職員等に、受託者の責めによる損害を与えた場合において、当該損害が補償の対象となるものであること。）
  - オ 現地見学会・募集要項等説明会に参加していること。ただし、諸事情により開催しない場合には、この限りではない。
  - カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者
  - キ 公告日から優先交渉業者決定の日までの間において、高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者、又は本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者。

ク 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

ケ 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していない者

(ア) 高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会の委員（以下「プロポーザル選定委員会委員」という。）

(イ) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当する者

(ウ) 高知市議会の議員及び高知市の市長

コ 学校給食施設において、食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消された場合、その取消の日から起算して2年を経過した者

サ 学校給食施設において、食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられた場合、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過した者

シ 仕様書「Ⅱ 実施体制等」13 従事者の配置 (1)ア、イ、ウ、エ、オ」を配置すること。

(2) (1)の確認は、公告日を基準とする（ウ、キ、シを除く）。ただし、(1)オについては、現地見学会・募集要項等説明会当日に参加を確認する。

(3) 次のいずれかに該当することが明らかになったときは、失格となることがある。

ア (1)のいずれかに該当しないことが明らかになったとき。

イ 選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。

#### 4 スケジュール

募集要項等の公表	令和6年7月26日
現地見学会・募集要項等説明会参加申込書提出	令和6年8月28日正午まで
現地見学会・募集要項等説明会	令和6年8月29日
募集要項等に関する質問の受付	令和6年7月26日から9月6日正午まで
募集要項等に関する質問に対する回答	令和6年9月10日
参加意向申出書提出	令和6年9月10日から9月24日まで
参加資格通知書発送	令和6年10月上旬頃
企画提案書類の受付	令和6年10月18日から10月30日まで
審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和6年11月19日
審査に関する結果の通知	令和6年11月下旬
委託事業者の決定	令和6年12月上～中旬
業務開始準備	契約締結後から令和7年3月31日まで

## 5 募集要項等の公表

### (1) 公表方法

本委託事業に関する募集要項等の資料は、高知市のホームページからダウンロードすること。  
<https://www.city.kochi.kochi.jp/>

※ 高知市トップページ→キーワードでさがす→教育政策課を入力→教育政策課→高知市立学校における食育と学校給食

※ 高知市トップページ→新着情報→入札・契約

### (2) 公表書類

ア 募集要項

イ 仕様書

ウ 様式集

エ 高知市学校給食衛生管理マニュアル

オ 高知市立学校給食調理等業務に係る委託事業者選定基準

## 6 現地見学会・募集要項等説明会

応募事業者は必ず参加すること。不参加の場合は応募できない。

### (1) 現地見学会・募集要項等説明会の日時及び集合場所

日 時	集合場所
令和6年8月29日	午前8時30分受付 土佐山学舎
	午後4時00分受付 募集要項等説明会 高知市たかじょう庁舎3階会議室

### (2) 留意事項

ア 応募事業者は、令和6年8月28日正午までに、現地見学会・募集要項等説明会参加申込書（様式第1号）によりFAX、電子メール又は直接持参の上、申し込むこと。FAX、電子メールの場合は、電話で到達確認をすること。

イ 参加者は当日名刺を提出すること。

ウ 調理場に入場する者は、1事業者につき2名までとする。

エ 調理場等に入場する場合は、清潔な衣服（白衣及び帽子等）並びに汚染作業区域用及び非汚染作業区域用の2種類の調理用靴等を用意すること。また、不用意に調理機器に触れないこと。

オ 現地見学会は、駐車スペースが少ないため、乗り合わせで来ること。

### (3) 参加申込書提出先

高知市教育委員会教育政策課（高知市たかじょう庁舎3階）

FAX 088-823-9361（担当：石川・田村）

## 7 募集要項等に関する質問の受付・回答

(1) 質問の提出方法 質問書（様式第2号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。質問書を提出した際は、必ず電話で着信確認をすること。

(2) 受付期間 令和6年7月26日から9月6日正午まで

(3) 回答日 令和6年9月10日

(4) メールアドレス kc-200202@city.kochi.lg.jp

(5) 質問及び回答の公開 募集要項等に関する質問及び回答は、本市のホームページで公開する。

## 8 参加意向申出書等の受付・結果通知

- (1) 提出部数 1部
- (2) 提出方法 窓口へ直接持参又は郵送（郵送の場合は書留とする。）
- (3) 提出期限 令和6年9月10日から9月24日まで（必着）
- (4) 提出先 〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号（高知市たかじょう庁舎3階）  
高知市教育委員会教育政策課（担当：石川・田村）
- (5) 提出書類

様式第3号	参加意向申出書
様式第4号	調理等業務受託実績
様式第5号	誓約書
会社概要※	会社沿革・組織のわかる書類，保険証書の写し，商業登記簿本の写し

※ 会社の沿革及び組織の分かる書類は，パンフレットでも可。

※ 製造物責任（PL）法に基づく製造物責任，その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入していることを証する書類

### (6) 参加資格の結果通知

提出書類を基に応募資格等を確認し，令和6年10月上旬頃参加資格通知書を送付する。なお，失格となった者は通知を受けた日の翌日から起算して7日以内にその理由について説明を求めることができる。

## 9 企画提案書類の受付

- (1) 提出部数 23部（正本1部・副本22部）
- (2) 提出方法 窓口へ直接持参又は郵送（郵送の場合は書留とする。）
- (3) 受付期間 令和6年10月18日から10月30日までの午前9時から午後5時まで（必着）
- (4) 提出先 〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号（高知市たかじょう庁舎3階）  
高知市教育委員会教育政策課（担当：石川・田村）

## 10 企画提案書類

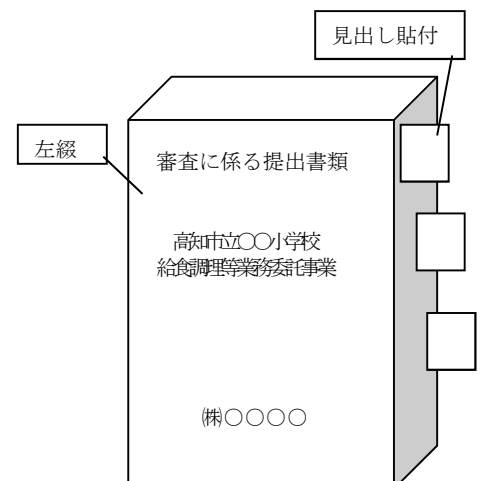
- (1) 企画提案書類は，次表のとおりとする。なお，様式第17号は事業毎，様式第18号は事業毎・年度毎，様式第19号は学校毎・年度毎，様式第20号は学校毎に提出すること。また，それ以外の提案書であっても，学校毎に提案が必要な場合は，様式内で区分して記載すること。

### (2) 企画提案書類

ア 原則としてA4判（A3判を折り込んでA4判とすることは可）用紙，横書き，左綴じとし，A4判フラットファイルに綴じること。

イ A4判フラットファイルの表紙及び背表紙には，会社名・応募事業名称を記載し，次の企画提案書類一覧の順に，様式6号からパンフレット等までを綴じ，ページ番号をつけること。

また，様式ごとに見出しを貼付し，見出しには「書類の名称」（略称可）を記載すること。



## 企画提案書類一覧

様式第6号	審査に係る企画提案書類提出書
様式第7号	企画提案書類一覧
様式第8号	学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書
様式第9号	危機管理に関する提案書
様式第10号	衛生管理に関する提案書
様式第11号	調理従事者等の教育及び研修に関する提案書
様式第12号	調理等業務実施体制に関する提案書
様式第13号	従事者の処遇に関する提案書
様式第14号	学校給食調理等業務の円滑な運営に関する提案書
様式第15号	サービス向上などの考え方に関する提案書
様式第16号	災害時の体制に関する提案書
様式第17号	見積書
様式第18号	経費内訳書
様式第19号	人件費内訳書
様式第20号	予定業務責任者届
会社概要（パンフレット等 可）	

### (3) 見積書

ア 見積額は年度ごとに下表の金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内であること。

年 度	金 額
	鏡学校給食センター
令和7年度	27,828 千円
令和8年度	27,942 千円
令和9年度	28,057 千円
令和10年度	28,171 千円
合 計	111,998 千円

イ 仕様書及び提案内容に基づき積算すること。

ウ 見積書の代表者印の押印を省略することを可能とする。

エ 見積書の金額は、契約予定金額とみなすため、契約希望金額を記載すること。

オ 消費税及び地方消費税は、税率10%で算出すること。

### (4) 無効（失格）となる企画提案書類

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 履行不可能な内容が記載されているもの

オ (3)アに示す見積額を超えるもの、又は異常に少額のものなど、適正な業務の履行に支障があると判断されるもの

## 11 選定方法

(1) プロポーザル方式により選定する。

(2) 審査は、高知市立学校給食調理等業務に係る委託事業者選定基準（以下「選定基準」という。）に基づく提案書、見積書等の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査とし、プロポーザル

選定委員会委員が施設ごとに採点を行い、得点の高い事業者を優先交渉権者とする。

- (3) 選定基準の評価項目のうち「1 学校給食に対する基本的な考え方」、「2 危機管理」、「3 衛生管理」及び「4 調理従事者等に対する教育・研修」のいずれかの項目において、プロポーザル選定委員会委員の採点の合計が、当該項目の満点の6割未満の者は、失格とする。
- (4) 地域加算として、本市内に主たる営業所（本店又は本社）を有する者（商業登記簿における所在地が高知市である者）に加点するものとする。
- (5) 最高得点の者が複数存在する場合は、提案価格が最も低い者を優先交渉権者とする。
- (6) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い事業者を優先交渉権者とする。
- (7) 応募事業者が1者になった場合でも審査を行い、選定基準の評価項目のうち「1 学校給食に対する基本的な考え方」、「2 危機管理」、「3 衛生管理」及び「4 調理従事者等に対する教育・研修」のいずれかの項目において、プロポーザル選定委員会委員の採点の合計が、当該項目の満点の6割を満たす場合は、優先交渉権者とする。
- (8) 審査の結果、応募事業者が選定基準を満たさない場合は、優先交渉権者を特定せず、再募集する。

## 12 プレゼンテーション及びヒアリング審査

応募事業者の技術力や専門性等を審査するため、応募事業者資格要件を満たしていることが確認された事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

- (1) 日時及び場所 令和6年11月19日 時間及び場所は別途通知
- (2) 実施時間 40分程度  
(プレゼンテーション：30分程度，ヒアリング質疑応答：10分程度)  
※準備・撤収は、審査前後約10分間の休憩時間に行うこと。  
※時間は、応募事業者数によって変更する場合がある。
- (3) 出席者 業務責任者として配置予定の者（以下「予定業務責任者」という。）の出席を要する。予定業務責任者の他は3名までとする。
- (4) プレゼンテーション プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、応募事業者において準備すること。（スクリーンは、教育委員会で準備する。）

## 13 留意事項

- (1) 応募事業者は、参加意向申出書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 応募事業者から募集要項等に基づき提出された企画提案書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。
- (4) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。
  - ア 提出書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
  - イ 提出書類は、必要に応じ複写（庁内及びプロポーザル選定委員会での使用に限る。）することがある。
  - ウ 提出書類は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号）に基づく開示請求があった場合には、開示の対象文書になる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第9条第1項第3号の規定により客観的に判断した結果、非開示とすることがある。
  - エ 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。
- (5) 提出書類の内容変更は、明らかな間違いを除き、認めない。
- (6) 教育委員会が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、教育委員会の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、

又は内容を提示することを禁止する。

- (7) 教育委員会が追加で資料の提出を求めた場合には、迅速に応じること。
- (8) 応募事業者が応募を辞退する場合は、必ず高知市教育委員会教育政策課に参加辞退届（様式第21号）を提出すること。
- (9) 施設の管理運営に伴うリスク分担については、仕様書の「リスク区分」に定めるとおりとする。
- (10) 選定結果は、応募事業者に通知する。また、委託事業者決定後、本市ホームページに公表する。
- (11) 優先交渉権者は、契約締結時まで、「3 応募事業者の条件等(1)資格要件」のうちウ及びオ以外の要件を満たす履行保証人を確保すること。
- (12) (11)に定める履行保証人は、契約締結時に次の書類を提出すること。
  - ア 履行保証人に係る誓約書（様式第22号）
  - イ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（本市の物件等競争入札参加資格者名簿登録事業者を除く。）
  - ウ 令和6年8月1日以降に発行された商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し（本市の物件等競争入札参加資格者名簿登録事業者を除く。）
- (13) 当該委託業務は本市保有個人情報取扱業務であり、『別記「個人情報取扱特記事項」』を遵守すること。（※『別記「個人情報取扱特記事項」』：高知市広聴広報課ホームページ参照）
- (14) 契約者は、契約締結時に個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する誓約書（様式第23号）を提出すること。
- (15) 緊急時に迅速に対応できるよう、業務開始までに四国内に本社、支社、営業所等を有すること。
- (16) 優先交渉権者の決定を受けた日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当したときは、決定を取り消し、または契約を締結しないことがある。
  - ア 「3 応募事業者の条件等(1)資格要件 ウ、カ、ク、ケ(イ)のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
  - イ 本市指名停止要綱の規定による指名停止または指名回避等の措置を受けたとき。
  - ウ 本市指名停止要綱別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当したとき。
- (17) 選定結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その理由について説明を求められることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。

#### 14 特定契約制度の適用について

本件契約は、高知市公共調達条例（平成24年条例第4号）に規定する「特定業務委託契約」に該当するものであり、教育委員会と優先交渉権者は契約締結に当たり、同条例第8条第1号から第12号に定める事項について特約するものとする。（当該特約条項を示す場所は、契約条項を示す場所に同じ。）

#### 15 窓口及び契約条項を示す場所

高知市教育委員会教育政策課（担当：石川・田村）

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号 高知市たかじょう庁舎3階

電話 088-823-9478 F A X 088-823-9361

電子メールアドレス： kc-200202@city.kochi.lg.jp